

---

---

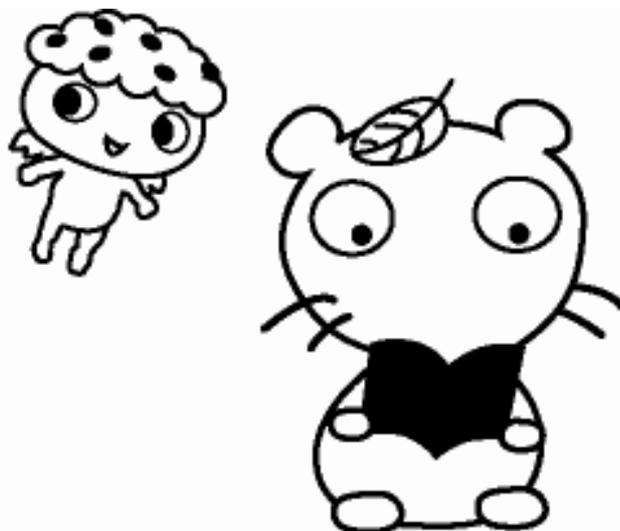
# 第2期羽生市子ども・子育て支援事業計画

【令和2～6年度】

---

---

(概要版)



令和2年3月

羽生市

# 1 計画策定にあたって

国は平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から施行されています。

本市では、平成 27 年には、子ども・子育て支援法に基づき「羽生市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期計画）」を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めてきました。

そしてこのたび、第 1 期計画の改定時期を迎え、策定後の「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、『羽生市子ども・子育て支援事業計画』の第 2 期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定します。

## ■基本理念

本市の第 6 次羽生市総合振興計画（平成 30 年 3 月策定）の基本理念「市民参加、市民参画、市民協働」「次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり」を踏まえ、「育つ楽しみ」「育てる喜び」を実感できるまちづくりを目指していきます。

### ◇育つ楽しみ

子育てを通して親（保護者）もまた成長します。そして、子どもや子育て家庭に関わることによって地域社会も共に「育つ」といえるでしょう。子ども・親（保護者）地域社会が日々「育つ楽しみ」を実感しながら暮らしていけるまちづくりを目指します。

### ◇育てる喜び

子育てに関わる人が子育てを通して喜びを感じられるようなまちづくりを目指します。次代の親となる子どもたちが周囲の愛情と喜びを感じながら育つことは、将来の子育てへの希望を育みます。



**育つ楽しみ・育てる喜び**  
**みんなで共有できるまち 羽生**



## 2. 基本目標・施策の体系

---

子どもの幸せを第一に考え、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本の役割を果たすという考え方のもと、次の5つの基本目標のもと、具体的な施策を展開していきます。

### 1 すべての子育て家庭への支援体制整備

---

共働き家庭、在宅育児家庭などあらゆる子育て家庭に対応した保育・幼児期の教育環境の整備を推進するとともに、子育て仲間との交流、相談、地域における子育て支援の強化を図ります。



### 2 子どもの健全な育成を支援する

---

妊娠期から周産期に至るまでの母子健康、及び乳幼児から思春期に及ぶまでの子どもの健全な発育と健康維持・増進を支援します。



### 3 生きる力を育む教育・体験の充実

---

学校及び地域において、次代を担う子どもたちの健全な成長を助けるための「学び」や「遊び」、多様な「体験」のための機会提供、環境整備を推進します。

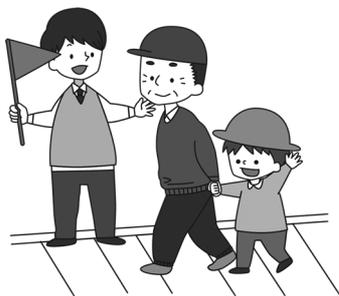


### 4 安心して子育てできる環境づくり

---

家庭教育に関する学習機会、子育てしやすい就業環境のための意識啓発、地域コミュニティが子どもと家庭を支える環境づくりなど、家庭や地域における、子育て支援体制の充実に図ります。

また、親（保護者）や子どもたちが安心して暮らし、成長するための環境づくり、及び子育てを楽しめるようなまちづくりを推進します。



### 5 子どもの貧困に対する支援の推進

---

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもやその保護者の貧困対策と子育て家庭への経済的支援等の取り組みを推進します。



## ■施策の体系

### 基本目標1 すべての子育て家庭への支援体制整備

#### 1-1 相談支援体制の充実

- (1) 各種相談支援機能の充実
- (2) 地域子育て支援拠点事業の充実

#### 1-2 幼児期の保育・教育事業の提供

- (1) 保育所・園、認定こども園の充実
- (2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進
- (3) 幼児教育・保育支援事業の充実

#### 1-3 放課後児童の健全育成の推進

- (1) 放課後児童対策の充実

#### 1-4 ひとり親家庭の支援体制の充実

- (1) ひとり親家庭の支援体制の充実

#### 1-5 子育て家庭への経済的支援の推進

- (1) 各種支援制度の充実

#### 1-6 外国籍の子どもや家庭への支援の推進

- (1) 各種支援の推進

### 2 子どもの健全な育成を支援する

#### 2-1 母と子の健康を育む環境づくり

- (1) 妊産婦・乳幼児の健康の維持・増進

#### 2-2 思春期の心と体の健康づくり

- (1) 思春期の子どものための相談の充実

#### 2-3 障がいのある子どもに対する支援体制の充実

- (1) 療育相談・指導の充実
- (2) 障がいのある子どもに対する福祉事業の充実

#### 2-4 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待から子どもを守る体制整備

### 3 生きる力を育む教育・体験の充実

#### 3-1 学校教育の充実

- (1) 生きる力を身につけるための教育・体験活動の推進
- (2) いじめ・不登校への取り組み
- (3) 特別支援教育の充実

#### 3-2 地域における多様な体験的活動の促進

- (1) 各種交流・体験活動の充実

### 4 安心して子育てできる環境づくり

#### 4-1 仕事と子育ての両立のための環境整備

- (1) 仕事と生活の調和の実現

#### 4-2 家庭における子育て支援の充実

- (1) 子育て・家庭教育に関する学習機会の充実

#### 4-3 地域の子育て支援体制の充実

- (1) 地域子育て支援の推進
- (2) 地域による子育て家庭の支援

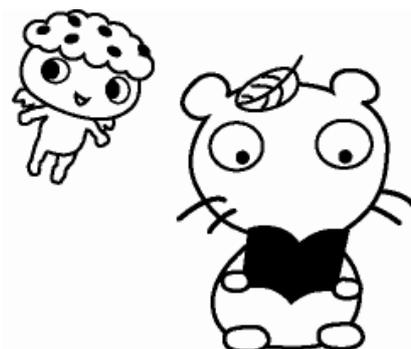
#### 4-4 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 地域における安全なまちづくりの推進

### 5 子どもの貧困に対する支援の推進

#### 5-1 子どもの貧困に対する支援の推進

- (1) 経済的・就労支援の推進
- (2) 学習・生活支援の充実



### 3 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

#### ■教育・保育提供区域の設定

本市では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育事業の向上につながるとは言えないことから、羽生市全域とすることにします。

#### ■認定区分

区分	対象者	利用施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園を利用【2号要件を有する】	
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園、認定こども園 地域型保育

#### ■3歳以上（1号認定・2号認定）

区分	計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定(満3歳児～5歳児)	420	424	425	426	420	
2号認定(3歳児～5歳児)	724	730	733	734	723	
<b>確保策</b>						
1号認定	幼稚園	375	375	375	375	375
	認定こども園	169	169	169	169	169
	計	544	544	544	544	544
2号認定	保育所	465	465	465	465	465
	認定こども園	362	362	362	362	362
	計	827	827	827	827	827

#### ■3歳未満（3号認定）

区分	計画						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
3号認定	0歳児	41	40	40	40	39	
	1・2歳児	375	368	361	357	353	
	計	416	408	401	397	392	
確保策	保育所	0歳児	34	34	34	34	34
		1・2歳児	201	201	201	201	201
	認定こども園	0歳児	23	23	23	23	23
		1・2歳児	156	156	166	166	166
	その他	1・2歳児	6	6	6	6	6
	計	420	420	430	430	430	
過不足	充足				➔		

## ■地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

事業名	概要	量の見込み・確保策
①利用者支援	市役所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	2か所
②地域子育て支援拠点事業	民間保育園等4か所にて継続して実施していきます。 また、市民プラザにある地域子育て支援拠点「こどもひろば」を運営します。	5か所
③妊婦健康診査	母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。 妊婦健康診査は、委託医療機関及び委託助産所での実施体制を確保しつつ、100%の実施を目指します。	すべての妊婦
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。 広報・周知の強化等により、全戸の訪問を目指します。	すべての家庭
⑤養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。 家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。	訪問家庭件数 90件
⑥子育て短期支援事業	子育て短期支援事業は、保護者の疾病、出産、看護、出張等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。	実施箇所数 2か所
⑦ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。 小学生が放課後過ごす場所や、一時預かりなどとしても有効な事業であることから、依頼会員、協力会員、両方会員（依頼兼協力）ともに増加させるために、周知等を強化します。	提供体制 270人日

